

「元気とやま Mascot きときと君」着ぐるみ貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「元気とやま Mascot きときと君」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定め、もって元気とやまの発信に資することを目的とする。

(貸出しの対象者)

第2条 貸出しの対象は、富山県広報課長（以下「課長」という。）が適当と認める者とする。

(使用承認申請等)

第3条 着ぐるみの借用を希望する者は、あらかじめ着ぐるみ借用申請書（別紙）を課長に提出、承認を受けなければならない。

2 課長は、前項の規定による申請があった場合、その内容が次の各号いずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- (1) 富山県の信用又はスポーツ振興、観光等のイメージを損なうと認められる場合
- (2) 特定の政治、思想又は宗教等の活動に関すると認められる場合
- (3) 法令又は公序良俗に反し、または反する恐れのあると認められる場合
- (4) 営利目的の活動に使用する場合。ただし、あらかじめ富山県と協議し、許諾を得たものは除く。
- (5) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しない場合
- (6) その他、課長が不適切であると判断した場合

3 前項の承認は、電話連絡等により行うものとする。

(使用料)

第4条 着ぐるみの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 課長が貸出しを承認した者（以下「借用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) Mascotのイメージを損なう使用をしないこと。
- (2) 第三者に転貸しないこと。
- (3) 荒天時に屋外で使用しないこと。
- (4) 着ぐるみの着脱は、関係者以外の目に触れない場所で行うこと。
- (5) 着ぐるみ装着者は、着ぐるみ装着中に発声しないこと。なお、イベント等において、Mascotのイメージを損なわない範囲で、着ぐるみ装着者以外が発声をすることができる。
- (6) 着ぐるみ装着中は、補助者が必ず1名以上付き、安全面に留意すること。
- (7) 原則として、同時刻の同一場所における着ぐるみの活動は1体のみとすること。
- (8) 使用前に、取扱説明書を熟読し内容を理解して使用すること。

(貸出方法等)

第6条 借用者は、着ぐるみの受領及び返却を、富山県広報課において行うものとする。

2 前項による受領又は返却が困難な場合は、課長が認める別の方法により行うことができるものとする。

(紛失、汚損等)

第7条 借用者は、故意又は過失により着ぐるみを紛失又は汚損した場合、借用者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、現状に復さなければならない。

(責任の制限)

第8条 着ぐるみの使用により、借用者が被った損害、または借用者が第三者に対して与えた損害又は損失に対しては、富山県は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、着ぐるみの貸出しに関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。